

事 務 連 絡

令和2年 4月10日

区内認可保育施設ご利用の保護者の皆様へ

【3～5歳児クラスの方】

台東区 教育委員会

児童保育課長 横倉 亨

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い登園自粛した場合の
副食費の取扱いについて

日頃より、台東区の保育行政にご協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、登園の自粛した際の副食費の取扱いについて、下記のとおりお知らせします。

記

1. 対象期間

令和2年4月1日から4月30日まで

2. 対象施設

認可保育所、認定こども園（長時間）、御徒町保育室

3. 【3～5歳児クラスの方】副食費の取扱いについて

3～5歳児クラスの副食費については、食材の購入計画等の関係から月額徴収としており、日割り計算は行わないこととしているため、原則減免は行いません。

ただし、現在の登園状況によらず、4月15日（水）以降1日も登園しない場合は、4月分の副食費を免除します。

【免除対象者】

現在の登園状況によらず、4月15日（水）以降1日も登園しなかった方。

【申請方法等】

○申請方法：別紙「保育所保育の実施停止申請書」を登園されている保育所にご提出ください。

※既に、保育の実施停止を申請されている方は提出不要です。

○提出期限・還付方法等：

① （区立の保育園）区が徴収している保育園の場合

・副食費の徴収対象の方は、可能な限り、令和2年4月14日（火）までに各保育園にご提出ください（郵送可・必着）。間に合わない場合は、登園されている保育園にご連絡ください。

副食費の免除対象の方は、令和2年4月17日（金）までにご提出ください（郵送可・必着）。

・期限までに停止申請を提出された方の場合、4月分の副食費は、徴収しません。
なお、申請書の提出・連絡が遅れた等の場合、通常通り徴収することとなりますが、5月分以降の副食費で調整するなどに対応します。

② （私立保育所等）区が徴収していない保育園の場合

・令和2年4月17日（金）までに各保育園にご提出ください（郵送可・必着）。
提出期限や提出方法などについて、保育園より別に指示があった場合は、その指示に従ってください。

・4月分の副食費を徴収済の場合は、各保育園より還付があります。各保育園からの連絡をお待ちください。

4. その他

○副食費を除く実費徴収分については、原則、免除の対象外となります。

○停止申請は年度内に月単位で2ヶ月を限度としておりますが、4月の停止は限度の2ヶ月に含まないこととします。

児童保育課 保育相談係
03（5246）1234